

知的障害者の在宅生活における困難緩和のための 住環境や住み方の改善に関する研究

西尾幸一郎¹⁾

本研究は、在宅の知的障害者を取り巻く生活困難と住環境・住み方に焦点を当て、在宅生活における困難緩和のための住環境・住み方の改善とその効果について検討しようとするものである。調査方法は、いくつかの改善事例に対する事例調査であった。調査の結果、知的障害者の在宅生活における生活困難（入浴・排泄、騒音や本人の遊び、他害・自傷などに関わるもの）が、住環境・住み方の工夫によって軽減された事例がみつかった。

キーワード：知的障害者、住宅改修、住み方の工夫、住環境改善、生活支援、バリアフリー

1. 研究の背景と目的

近年、知的障害者とその家族の在宅生活を支えるサービス（短期入所、ホームヘルプ、レスパイト事業など）は少しずつ充実してきているようである。しかし、在宅の知的障害者とその家族の生活困難は大きく、その軽減が求められている。

本研究は、在宅の知的障害者を取り巻く生活困難と住環境・住み方に焦点を当て、在宅生活における困難緩和のための住環境・住み方の改善とその効果などについて検討しようとするものである。そのための個別課題は次のとおりである。

1) 在宅の知的障害者を取り巻く生活困難はどのようなものか。また、それらの困難が住環境・住

み方とどのような関わりがあるのか。

2) 上記のような困難に対し、住環境と住み方の改善はどのようになされており、それがどのように役に立っているか。

2. 研究方法（調査時期：2002年3月～10月）

2-1. 調査対象

調査対象は、次のとおりである（表1参照）。

- 1) K市の重度障害者住宅環境改善相談事業¹⁾での知的障害者のための改善事例5例（事例A～E）
- 2) S県の在宅重度障害者住宅改造費事業における知的障害者のための改善事例2例（事例F、G）
- 3) 上記以外で、知的障害者のための住環境と住み

表1：調査対象者の概要

事例NO	年齢性別	療育手帳判定	診断名又は症状等	住環境改善前の日常生活能力（ADL）**								家屋状況・家族構成等	改善にわける主な生活困難	改善内容
				食事	洗面	入浴	用便	更衣	立上り	座位保持	屋内移動			
A	11男	A	ダウン症	○	▲	●	▲	○	○	▲	○	持家・木造2F（築25年） 両親（自営業）、妹	筋力が弱く（ダウン症）によくある傾向）、排便、移動等で困難さがある。包丁で遊ぶため危険など	汽車式便器を洋式便器に変更。浴室手すりを設置。トイレの段差解消、収納棚にラップを設置など
B	44男	A	ダウン症、視覚障害	○	○	▲	▲	●	○	○	○	持家・木造2F（築80年） 母（近所に介護施設が居住）	視覚障害もあり入浴・排便に困難さがあった（3-1-2、3-1-3参照）。シャワーでの水遊び（3-1-2参照）など	浴室の改善、便器を和式から洋式に変更など（3-1-2、3-1-3参照）。吸水パルプを開めた（3-1-2参照）など
C	11女	A	自閉症、多動	●	●	●	●	▲	○	▲	▲	市営住宅4F・RC造（築27年） 両親（共働き）	成長に伴い浴槽が狭くなり、噴き出しが口で火傷する。冷蔵庫を開けていたずらする（4-2-2参照）など	浴槽を大きなものに変更、幼児向けのいたすら防止用品等の活用（4-2-2参照）など
D	21男	A	自閉症、多動	○	○	○	▲	○	○	○	○	持家・木造2F（築43年） 両親、弟	和式便所では適正な姿勢で排便しないため、便を便器の外にこぼす	便器を和式から洋式に変更など
E	32男	A	自閉傾向	○	○	▲	○	○	○	○	○	持家・木造2F（築7年） 両親（父は既に退職）、姉	浴室が狭かったため、入浴に関する支援で困難さがあった（3-2-2参照）	浴室拡張など（3-2-2参照）
F	10男	A	自閉傾向、多動	▲	▲	▲	▲	▲	○	▲	○	持家・木造2F（築年数不明） 両親、弟	住居の前に大きな道路があり、飛び出しの危険がある（4-3-1参照）	1階開口部に飛び出し防止のための柵格子を設置（4-3-1参照）
G	26女	A	不詳	○	-	▲	-	-	○	○	○	持家・木造2F（築年数不明） 両親、弟、妹	階段下への飛び降りで、床が抜けた（4-2-2参照）。壁に頭を強打（4-3-2参照）、飛び出しの危険（4-3-1参照）等	階段下の床を補修（4-2-2参照）。壁材をシングル性のものに変更（4-3-2参照）。玄関ドア用網戸を設置（4-3-1参照）等
H	32男	A	自閉症	○	○	○	○	○	○	○	○	持家・木造3F（築5年） 両親（父は既に退職）、妹、妹	音楽を最大音量で聞くので騒音が近所迷惑になる（4-1-2参照）。屋外へ飛び出しがある（4-3-1参照）など	壁に断熱材を挿入・オーディオを改造（4-1-2参照）。玄関ドアのチェーン鍵をかける（4-3-1参照）など
I	33男	B	自閉症	○	○	○	○	○	○	○	○	持家・木造3F（築32年） 両親（父は既に退職）	いきなり階段で母親を後ろから押す（4-3-2参照）、壁を叩く、蹴る（4-3-2参照）、本人の大声（4-1-1参照）など	階段手すりを設置（4-3-2参照）。壁材にブリスターを下を使用（4-3-2参照）、二重窓に変更（4-1-1参照）など
J	20男	A*	不詳	○	●	▲	●	▲	▲	○	○	持家・木造2F（築24年） 両親、兄	本人の奇声や大声が近所迷惑になる（4-1-1参照）など	防音のために一階部分の窓を全て二重窓に取り替えた（4-1-1参照）など

* Jは療育手帳の他に身体障害者手帳2級を保有。その他の事例は身体障害者手帳を保有していない ** ○：ほとんど介助なし、▲：部分介助、●：全面介助、-：不明

方の工夫が実施された事例3例（事例H、I、J）

2-2. 調査方法

家族に対する訪問ヒアリング（A, B, C, D, H, I, J）、及び住宅改造相談員等（行政担当者を含む）に対するヒアリング（B, C, D, E, F, G）を実施した。

2-3. 調査内容

①本人と家族の心身状況・居住状況等、②改善に関する生活困難の状況、③改善内容と効果、④その他

3. 入浴・排泄に関する生活困難の状況とその改善策

3-1. 事例Bにおける生活困難とその改善策

3-1-1. 心身状況、居住状況等

B（表1参照）は、築87年の木造2階建てに母親と2人で住んでいる。Bの日常生活動作（以下、ADLとする）は、表1に示すとおりである。Bは数年前に白内障の手術をした後から、視力が極度に低下した。それ以前は作業所に通っていたが、目が悪くなつたことで働けなくなり、家で過ごすことが多くなつた。また、母親の高齢化に伴い介助負担が大きくなつてきている。

母親によると、後述の改善前、Bは目が不自由になつたことや、思うように入浴できなくなつたこと（3-1-2-(1)参照）、排泄後に臀部が清潔にならないことを本人が気持ち悪がつたこと（3-1-3-(1)参照）、外出の機会が少なくなつたこと、などから欲求不満を募らせていたそうである。そして、Bは大人しい性格だが、奇声を発する、壁やガラスを叩くなどの行為が多くなつてきている。

3-1-2. 入浴に関する生活困難とその改善策

3-1-2-(1). 入浴に関する生活困難の状況

Bは入浴を好み、1日に何回も入浴する。この入浴に関する生活困難は、次のとおりであった。①Bは石鹼を使った泡遊びを好み、浴室の床を泡まみれにする。目が不自由になってからその泡で足を滑らせて転倒することが多くなつた。②Bは入浴の際にシャワーを1~2時間出しちゃなしにする。それが1日に何回もあるので、水道代が月7万円以上になることがあった。③Bはシャワーの温度調整ができないので、いきなり熱湯や冷水をかぶつてしまうことがあった。④Bはイライラした時に浴室扉を叩き割ってしまった。

そして、母親によると、次のような理由で自宅

の浴室が使えなくなつたそうである。①古い風呂釜が壊れてしまった、②浴室扉のガラスが割れていたため、冬期に浴室内へ冷たいすきま風が入つてくるようになった。

3-1-2-(2). 入浴に関する改善内容と効果

上記の困難に対して、次のような改善策が実施され、入浴の介助はほとんど必要なくなった（効果）。①浴室面積を広げ、風呂釜を取り替えた。②転倒防止のために浴室の床に滑り止めマットを敷いた。③水道代を節約するために、水道のバルブを閉めシャワーの水量を調整した。④シャワーの給水管の水側を閉め切り、湯側のみ使用するようにした（湯の温度は38度に設定）。⑤浴室扉には割れにくいアクリル性の素材を使用した。

3-1-3. 排泄に関する生活困難の状況とその改善策

3-1-3-(1). 排泄に関する生活困難の状況

事例Bでの排泄に関する生活困難は、次のとおりである。①Bは白内障による視覚障害のため、和式便所では便器の位置がはつきりとわからず、便器の外に便をこぼすことがよくあった。②排便後、本人はトイレットペーパーで臀部を綺麗に拭いているつもりでも、実際には拭き残しがあった。そこで、母親がBの臀部をトイレットペーパーで拭き直したり、浴室で洗つて清潔にしていた。③Bはトイレットペーパーを何重にも巻き取つてトイレに流す行為（遊び）を1日に何回もおこなう。そのため和式便器の配水管（Sトラップ）がよく詰まつた（月に数回）。④Bがトイレの内側から鍵をかけたところ、鍵の開け方がわからず、中に閉じこめられて困つたことがあった（当時、トイレの鍵は外から開けられない型のものであった）。

3-1-3-(2). 排泄に関する改善内容と効果

改善内容は、次のとおりである。①和式便器をウォシュレット付の洋式便器（サイフオン式）に変更、②トイレの扉は小さな力で開けられるような引き戸（Vレール）に変更した。なお、本人がトイレの中に閉じこめられるようなことがないようにするために、引き戸に鍵は付けなかった。

上記の結果、次のような効果があり、排泄に関してほとんど介助が必要なくなった。①洋式便器では、本人が便座の位置を把握できるようになり、トイレを汚すことはなくなった。②Bはウォシュ

レット機能の操作ができるため、母親の介助なしで臀部を清潔に保つことができるようになった、③洋式便器(サイフォン式)に変更した結果、トイレが詰まることが少なくなった(年に数回)。

なお、母親によると、前述の改善等の結果、Bは精神的に安定し、奇声を発する、壁を叩くなどの行為も少なくなったそうである(3-1-1 参照)。

3-2. 事例 E における生活困難の状況とその改善策

3-2-1. 心身状況、居住状況等

E(表 1 参照)は、自閉的傾向のある知的障害者で、築 27 年の木造 2 階建てに、両親と姉の 4 人で生活している。E の ADL は、表 1 に示すとおり入浴以外は自立している(3-2-2-(1)参照)。住宅改造相談員によると、E には、寝るときは姉と一緒にないといけない、などというような自閉症特有のこだわりも多いようである。

3-2-2. 入浴に関する生活困難の状況とその改善策

3-2-2-(1). 入浴に関する生活困難の状況

住宅改造相談員によると、E には、自宅で入浴する際、父親と一緒にでなければ絶対に入らないという強いこだわりがあったそうである。一方、浴室はおよそ畳一枚分の広さで、E (身長 175 cm、体重 110 kg) と父親が一緒にに入るには狭かった。E は洗髪などが自立していないため、83 cm × 100 cm 程度しかない洗い場スペースで、父親が泡まみれになりながら洗髪などを必死に介助していた。

3-2-2-(2). 入浴に関する改善内容と効果

改善内容は、次のとおりである。①浴室の拡張、②洗面室入口の引き戸をガラス製のものからアクリル製のものに変更、③浴槽・洗面台の位置変更、④和室から浴室までの段差解消。住宅改造相談員によると、上記の改善後、父親と一緒にでなければ入浴しないというこだわりがなくなり、E は一人でも入浴できるようになったそうである²。なお、洗髪などの部分介助は必要である。

4. 騒音・本人の遊び・その他に関わる生活困難とその改善策

4-1. 騒音に関わる生活困難とその改善策

4-1-1. 本人の大声や奇声などについて

事例 J (表 1 参照) では、J の大声や奇声によ

る騒音の問題で家族は困っていた。J の母親によると、J は声量の調整がうまくできず、夜中でも家族を大声で呼ぶそうである。また、学校を卒業し、日中は厚生施設に通うようになった頃から、奇声を発することが多くなってきたとのことであった。J の大声や奇声は、家の外にも聞こえるため、両親は近所迷惑になっているのではないかと心配していた。

そこで、J の主な生活範囲である自宅 1 階の窓を全て二重窓にし、本人の在宅時は 1 階部分の窓を閉め切っておくことにした(改善策)。その結果、外に音がほとんど漏れなくなり、家族は近所迷惑の心配をせずに過ごせるようになった(効果)。

また、I(表 1 参照)も自宅で大声を出すことがよくあったため、本人の子ども部屋を増築する際にその部屋の窓を二重窓にした(改善策)。

4-1-2. 上記以外の騒音に関わる生活困難について

H(表 1 参照)は、オーディオ機器の音量を最大にして、音楽を聞くため、家族は近隣住民の迷惑になっているのではないかと心配していた。母親によると、H は音楽の音量を楽しむというよりも、自閉症特有の視覚的なこだわりでオーディオ機器のボリューム端子が最大になっている状態自体にこだわっているようであるとのことであった。両親は、H にオーディオ機器の音量を小さくするよう何度も注意したが効果はなかった。

そこで、次のような住環境・住み方の改善の結果、生活困難が軽減したそうである。①家を新築する際に防音効果を期待して壁に断熱材を挿入した(以前の壁には断熱材が入っていなかった)、②本人の居室で、隣の家に面する側の窓を閉め切りにする、③オーディオ機器のスピーカーを改造し、最大音量が本来の半分程度になるよう制限した。

一方、騒音に関する問題については、改善できなかった事例もあった(事例 C)。

4-2. 本人の遊びなどに関わる生活困難とその改善策

4-2-1. トイレ・浴室での水遊びについて

トイレ・浴室における本人の遊びに関する生活困難としては、次のようなものがあった。①シャワーをずっと出しっぱなしにして遊ぶ(事例 B、D、I)、②トイレの水を何回も流して、水が流

れる様子を眺めて楽しむ（事例 B、D、I）。いずれのケースもこれらの行為によって水道代が高額になることなどが問題になっていた。

上記①による困難に対して、事例 B（表 1 参照）では、水道のバルブを閉め、給水量を調節することにより改善した（3-1-2-(2)参照）。一方、上記②による困難に対して、事例 I（表 1 参照）では、トイレの水タンクにペットボトルを入れ、流水量を減らすための工夫を試みた。しかし、母親によると、I はトイレを流れる水の量に視覚的なこだわりを持っていたので、困難を改善することはできなかったとのことであった。

4-2-2. 上記以外の遊びなどについて

事例 C（表 1 参照）では、市販の乳幼児向けのセーフティグッズなどを活用して、次のような改善策を実施していることがわかった。①冷蔵庫を勝手に開けていたずらしないように開き戸ロックを取り付け、C が冷蔵庫を簡単に開けられなくした、②ビデオラックに引き戸ロックを取り付け、ビデオテープにいたずらできないようにした。

事例 G（表 1 参照）では、G がいつも階段の 3 段目あたりから飛び降りるため、階段下の床に穴が空いてしまった。そこで、階段下の床を補強し、穴が空かないようにしたそうである。また、G は、電気の配線をいじることがよくあり、感電する危険があったそうである。そこで、電気配線の上から壁紙を貼り、G が電気の配線を直接に触れることができないようにした（改善策）。

4-3. その他（本人の飛び出し、他害・自傷行為など）の生活困難とその改善策

4-3-1. 本人の飛び出しなどについて

自宅 1 階にある F（表 1 参照）の子ども部屋は、大きな道路に面していた。行政担当者によると、F は多動のため、衝動的に家の外に飛び出してしまうことがよくあったそうである。そこで、子ども部屋の窓に柵格子を付け、F が両親の知らないうちに家の外に出ていってしまうようなことがないようにしたとのことであった（改善策）。

また、事例 F の他にも次のような住環境・住み方の改善をおこなっている事例がみられた。①玄関ドアのチェーン鍵をいつもかけておく（事例 H）、

②玄関ドアに玄関ドア用網戸を設置した（事例 G）。

4-3-2. 他害・自傷行為などについて

事例 I（表 1 参照）では、本人がイライラした時などに階段で母親を後ろから押すことがあり、母親が階段の下まで転落する危険があった。そこで母親が転落することを阻止するために、階段に手すりを設置した（改善策）。また、I は、こだわりが通らなかったときなどに壁を叩くことがよくあった。そこで、I の居室を増築する際、壁材に傷みにくいプラスチックボードを使用した（改善策）。

行政担当者によると、事例 G（表 1 参照）では、本人が自傷行為として壁に頭を強く打ち付けることがよくあるそうである。そこで、本人の居室の壁材をクッション性のあるグラスウールに変更したことであった（改善策）。

5.まとめ

本研究の結果を以下に記す。

- (1)入浴・排泄に関する生活困難が、住環境・住み方の改善によって、軽減された事例がみられた。
- (2)騒音や本人の遊び、その他（本人の飛び出し、他害・自傷行為など）に関する生活困難が、住環境・住み方の改善によって、軽減された事例がみられた。

脚注

- *1 K市の重度障害者住環境改善相談事業では、約 10 年前から福祉・医療・建築等の専門家がチームを組んで住環境改善に対応している。この事業の対象者は、身体障害者手帳 1 級・2 級又は療育手帳 A の保有者である。
- *2 自閉症について詳しい児童精神科医に、E のケースについて尋ねたところ、こだわりの内容が、住環境との関連の強いものである場合では、住環境改善によって、こだわりがなくなることもあり得るということであった。

参考文献

- 1) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部：平成 12 年知的障害児(者)基礎調査(2001 年 9 月)
- 2) 藤本文朗・黒田学編：『障害児と家族のノーマライゼーション 滋賀の「障害をもつ子どもたちの生活実態調査」から』群青社（1999 年）
- 3) 松友了編：『暮らす相談ハンドブックシリーズ④』全日本精神薄弱者育成会（1994 年）